（事前着手承認申請様式）

様式２

令和　２年　〇月　〇日

全国中小企業団体中央会会長 殿

申請者　　　本社所在地

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業について、以下の通り、新型コロナウイルスの影響により、交付決定前に発注・購入・契約等を行わなければ多大な損失が発生すると考えられることから、特別枠への申請にあたり、事前着手の承認を求めます。

１．会社概要（３００文字以内）

【記入欄】

　※業種や従業員規模を必ずご記載ください。併せて、ホームページがある場合はＵＲＬをご記載ください。

　※新型コロナウイルスの影響を受けている事業の概要について、簡潔に記載してください。

２．今回申請する事業計画の概要（３００文字以内）

【記入欄】　※今後、「特別枠」に申請を考えている事業計画の概要を簡潔に記載して下さい。

　※新たに購入される設備等、投資の内容（投資総額・発注予定年月・稼働開始予定年月）を必ず明記して下さい。

３．感染症の事業活動への影響

以下の当てはまる選択肢の（　）内に〇を付け、客観的・定量的説明を記述して下さい。（必須）

①（　　）サプライチェーンの毀損（部品調達・製品出荷に支障が出ている、海外拠点を閉鎖した等）

②（　　）対面サービスの継続困難（顧客が大幅に減少した等）

③（　　）従業員の通勤困難（社員が感染した等）

④（　　） その他［　　　　　］

【具体的説明】

　※新型コロナウイルスの事業活動への影響経路とその対応方針について、具体的に記述して下さい。

４．事業開始が遅れた場合に生じ得る影響

以下の当てはまる選択肢の［　］内に〇を付け、客観的・定量的説明を記述して下さい。（必須）

①（　　）生産活動や取引に支障が出て、製品供給を停止せざるを得ない

②（　　）従来通りの対面型ビジネスモデルではサービス提供を停止せざるを得ない

③（　　）従業員がテレワークできずに事業を継続できない

④（　　）その他［　　　　　　］

という状況が発生し、［　　］ 億円程度（他社も含めれば［　　 ］ 億円程度） の多大な損失が発生する。

【具体的説明】

　※事前着手が承認されず、２．の事業計画に沿った投資が遅れてしまった場合に、どのような損失が発生するのかを具体的に記述して下さい。その損失額の算出根拠を詳しく記載して下さい。

【注意事項】

※特別枠の申請に本様式の提出が必要となるわけではありません。事前着手が必要な方のみ、受付期間内に予め本様式をものづくり補助金事務局にご提出下さい。

※本申請により、交付決定前の事業の着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、承認前に着手した案件についてはいかなる理由があろうとも補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

※新型コロナウイルスの影響と事業計画の関係性についての説明が不十分な場合は、事前着手は承認できません。承認の判断に当たって、上記１．～４．の記載事項に不明点がある場合は、事務局から問い合わせを行いますので、下記に担当者の連絡先をご記入下さい。（担当者は、申請者名と同一の法人・個人の方に限ります。事後トラブル回避のため、外部の方の連絡先は記載しないで下さい。）

※事前着手申請は、補助金申請の審査には影響を及ぼしません。

※本申請により、交付決定前の事業の着手が承認された場合は、必ず「特別枠」で応募申請してください。また、今回の「承認」は３次締切で採択された場合においてのみ有効です（４次締切以降には適用されません）。

【問い合わせ先】

担当者部署名：○○部○○課

担当者名：○○　○○

電話番号：○○-○○○○-○○○○

e-Mail　：○○○＠○○○

住　所　：○○○